

身体拘束等適正化のための指針

地域密着型特別養護老人ホームマザアス新宿

(主旨)

第1条 施設における身体拘束等適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を禁止している。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかし、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性：入居者本人または他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(必要とされる最も短い拘束期間、拘束時間を想定する必要がある)

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要である。

(3) 身体拘束廃止に向けての基本方針

1、身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。

2、やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、管理医師をはじめ身体拘束委員担当者を中心として十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

3、日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①入居者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対等で、入居者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③入居者の思いをくみとり、入居者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④入居者の安全を確保する観点から、入居者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者に主体的な生活をしていただける様に努める。

(委員会組織について)

第2条 身体拘束等適正化委員会の開催

委員会は概ね3ヶ月に1回開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ア 施設内における身体拘束防止に向けての現状把握、改善に関すること。
- イ 身体拘束に関する情報の収集に関すること
- ウ 施設内で報告のあった身体拘束事例の対応策や身体拘束を実施した場合の解除の検討に関すること。
- エ 身体拘束等適正化マニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした身体拘束等適正化に関する研修の実施に関すること
- カ その他、身体拘束等適正化のために必要な事項に関すること
- キ 新入居時又は、病院より退院時ら必要と思われるとき
- ク 緊急時に必要とされるとき
- ケ 委員会構成員

委員長（虐待防止の担当者が兼務）、施設長、介護員、看護師、相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、管理栄養士、その他施設長が必要と認める者

勤務状況により委員会に出席できない旨の申し出があった際には、事前に意見聴取を行う。

(職員研修について)

第3条 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束に向けて人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

(平常時の対応)

第 4 条 身体拘束等適正化に関する基本方針

入居者に対する身体拘束を原則、廃止する。また、生活の中において常に拘束の状況にないか点検を行い、改善を推進するものとする。

1 事業所では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を目指すため、拘束を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を図るものとする。

2 生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合には、身体拘束等適正化委員会において協議を行い、極めて限定的に必要最小限度の手立てを検討するものとする。

(この指針の閲覧について)

当施設での身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

附則：作成日：平成 30 年 3 月 30 日

改訂日：令和 2 年 11 月 19 日

改定日：令和 3 年 6 月 22 日

令和 5 年 3 月 1 日

令和 5 年 6 月 1 日

